

令和 6 年

# 三重県議会定例会会議録

( 3 月 22 日 )  
( 第 9 号 )

第 9 号  
3 月 22 日



令和 6 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 9 号

○令和 6 年 3 月 22 日（金曜日）

---

### 議事日程（第 9 号）

令和 6 年 3 月 22 日（金）午前 10 時開議

- 第 1 議案第 4 号から議案第 86 号まで  
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 請願の件  
〔討論、採決〕
- 第 3 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 4 意見書案第 1 号から意見書案第 6 号まで  
〔討論、採決〕
- 第 5 議案第 87 号及び議案第 88 号  
〔提案説明、採決〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4 号から議案第 86 号まで
- 日程第 2 請願の件
- 日程第 3 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第 4 意見書案第 1 号から意見書案第 6 号まで
- 日程第 5 議案第 87 号及び議案第 88 号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 46名

1	番	荆	原	広	樹
2	番	伊	藤	雅	慶
3	番	世	古		明
4	番	龍	神	啓	介
5	番	辻	内	裕	也
6	番	松	浦	慶	子
7	番	吉	田	紋	華
8	番	芳	野	正	英
9	番	川	口		円
10	番	喜	田	健	児
11	番	中	瀬	信	之
12	番	平	畑		武
13	番	中	瀬	古	初
14	番	廣		耕	太郎
15	番	石	垣	智	矢
16	番	山	崎		博
17	番	野	村	保	夫
18	番	田	中	祐	治
19	番	倉	本	崇	弘
20	番	山	内	道	明
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	下	野	幸	助
23	番	田	中	智	也
24	番	藤	根	正	典
25	番	小	島	智	子
27	番	杉	本	熊	野
28	番	藤	田	宜	三
29	番	野	口		正

30	番	石田成生
31	番	村林 聡
32	番	小林 正人
33	番	谷川 孝栄
34	番	東 豊
35	番	長田 隆尚
36	番	今井 智広
37	番	稲垣 昭義
38	番	日沖 正信
39	番	舟橋 裕幸
41	番	服部 富男
42	番	津田 健児
43	番	中嶋 年規
44	番	青木 謙順
45	番	中森 博文
46	番	山本 教和
47	番	西場 信行
48	番	中川 正美
欠席議員	2名	
26	番	森野 真治
40	番	三谷 哲央

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高野 吉雄
書記（事務局次長）	西塔 裕行
書記（議事課長）	中村 晃康
書記（議事課課長補佐兼班長）	佐竹 宴
書記（議事課主幹兼係長）	櫻井 彰

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	野 呂 幸 利
総 務 部 長	更 屋 英 洋
経営企画部長	後 田 和 也
地域連携・交通部長	清 水 英 彦
防災対策部長	山 本 英 樹
医療保健部長	小 倉 康 彦
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	小見山 幸 弘
観 光 部 長	増 田 行 信
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	松 下 功 一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携・交通部南部地域振興局長	下 田 二 一
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枡 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子

教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員 警 察 本 部 長	志 田 幸 雄 難 波 正 樹
代表監査委員 監査委員事務局長	伊 藤 隆 三 宅 恒 之
人事委員会委員長 人事委員会事務局長	中 村 佳 子 天 野 圭 子
選挙管理委員会委員	田 中 利 佳
労働委員会事務局長	林 幸 喜

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（中森博文） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第1号から意見書案第6号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第87号及び議案第88号が提出されましたので、さきに配付いた

しました。

次に、財政的援助団体等の監査結果1件が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で、報告を終わります。

---

### 政策企画雇用経済観光常任委員会審査報告書

議案番号	件名
59	三重県観光振興基本計画（令和6年度～令和8年度）の策定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年3月12日

三重県議会議長 中森 博文 様  
政策企画雇用経済観光常任委員長 芳野 正英

---

### 環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
58	三重県人権施策基本方針の変更について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年3月8日

三重県議会議長 中森 博文 様  
環境生活農林水産常任委員長 山崎 博



## 医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
2 1	三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案
2 2	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
3 4	障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の一部を改正する条例案
3 5	医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
3 6	三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案
5 5	地方独立行政法人三重県立総合医療センター第三期中期計画の変更の認可について
5 6	第3次三重の健康づくり基本計画の策定について
5 7	第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定について
7 7	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
7 8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
7 9	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
8 0	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

8 2	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
8 3	三重県立子ども心身発達医療センター条例の一部を改正する条例案
8 4	三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年3月13日

三重県議会議長 中森 博文 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 川口 円

### 防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
3 7	三重県建築基準条例の一部を改正する条例案
3 8	三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
5 2	工事請負契約について（防災通信ネットワーク（衛星系）整備工事）
6 0	花とみどりの三重づくり基本計画の策定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年3月13日

三重県議会議長 中森 博文 様

防災県土整備企業常任委員長 石垣 智矢

## 教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
23	三重県立中学校条例案
39	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
40	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年3月8日

三重県議会議長 中森 博文 様

教育警察常任副委員長 中瀬 信之

## 総務地域連携交通常任委員会審査報告書

議案番号	件名
24	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案
25	本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例等の一部を改正する条例案
26	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案
27	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
28	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
29	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案
41	包括外部監査契約について

5 3	財産の取得について
5 4	財産の処分について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年3月13日

三重県議会議長 中森 博文 様

総務地域連携交通常任委員長 喜田 健児

### 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
4	令和6年度三重県一般会計予算
5	令和6年度三重県県債管理特別会計予算
6	令和6年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
7	令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
8	令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
9	令和6年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
10	令和6年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
11	令和6年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
12	令和6年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
13	令和6年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

14	令和6年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
15	令和6年度三重県港湾整備事業特別会計予算
16	令和6年度三重県水道事業会計予算
17	令和6年度三重県工業用水道事業会計予算
18	令和6年度三重県病院事業会計予算
19	令和6年度三重県流域下水道事業会計予算
20	三重県公立学校情報機器整備基金条例案
30	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
31	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
32	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案
33	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
42	防災関係建設事業に対する市町等の負担について
43	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
44	国営中勢用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について
45	国営青蓮寺用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について
46	土木関係建設事業に対する市町の負担について
47	北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
48	北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について
49	中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について

50	中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
51	宮川流域下水道（宮川処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
61	令和5年度三重県一般会計補正予算（第10号）
62	令和5年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
63	令和5年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
64	令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
65	令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第3号）
66	令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）
67	令和5年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
68	令和5年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
69	令和5年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
70	令和5年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
71	令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第3号）
72	令和5年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
73	令和5年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
74	令和5年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
75	令和5年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）

76	令和5年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第5号）
81	三重県県税条例の一部を改正する条例案
85	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
86	土木関係建設事業に対する市町の負担について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年3月18日

三重県議会議長 中森 博文 様

予算決算常任委員長 村林 聡

請 願 審 査 結 果 報 告 書

( 継 続 分 )

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請6	上げ馬神事における動物虐待の根絶を求めることについて	四日市市下之宮町330-1-1105 多度大社の上げ馬廃止を求めるOne Team 富森 美保美	吉 田 紋 華 稲 森 稔 尚	不採択

## 意見書案第1号

漁業及び養殖業の危機的状況を打開するための対策を講じること  
を求める意見書案  
上記提出する。

令和6年3月12日

提 出 者

環境生活農林水産常任委員長  
山 崎 博

漁業及び養殖業の危機的状況を打開するための対策を講じること  
を求める意見書案

漁業及び養殖業は、国民の豊かな食生活を支える重要な産業であるとともに、関連産業も多い。本県においても、地域の基幹産業として地域の維持及び活性化に欠かせない存在であり、重要な役割を果たしている。しかしながら、磯焼けの常態化、飼料の価格高騰等の影響を受け、現在危機的な状況を迎えている。

本県の周辺海域では、平成29年の夏頃から始まった黒潮の大蛇行の影響で磯焼けが常態化している。その結果、イセエビ、アワビ、サザエ、ヒジキ等の漁業資源が大きく減少し、採貝・採藻、海女漁をはじめとする漁業者への影響は甚大となっている。

一方、養殖業では、近年、魚粉原料の不足により、魚類養殖における配合飼料の価格が高騰している。このような価格高騰に備え、国と養殖業者との拠出により、漁業経営セーフティーネット構築事業が運用されているが、漁業者負担分の拠出が漁家経営を圧迫している。また、生餌として用いられている県内のマイワシ、サバ等の水揚げが大幅に減少しており、他県で水揚げされたものを運搬し使用しているため、経費が増大している。こうした状況は、長期にわたる可能性が高いことから、今後、多くの養殖業者の資金繰りが行き詰まるおそれがある。



したがって、危機的な状況となっている漁業者及び養殖業者の経営を安定化させるため、緊急的に、磯焼け、飼料の価格高騰等への対策を講じる必要がある。

よって、本県議会は、国において、漁業及び養殖業の危機的な状況を打開するため、下記の措置を速やかに講じることを強く求める。

## 記

- 1 漁業者等が行う藻場の保全・再生活動のための十分な予算を確保するとともに、深刻な不漁の影響を受ける漁業者及び関連する事業者への助成を行うこと。
- 2 配合飼料の価格高騰が継続していることから、漁業経営セーフティーネット構築事業における国の負担割合を引き上げるとともに、漁業者による年度途中の積み増しを恒久的に認めること。
- 3 飼料供給の安定化を図るため、飼料の輸送及び冷凍に係る経費の補助を継続するとともに、魚粉の確保に向けた対策に取り組むこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

意見書案第2号

政治資金問題の徹底説明及び実効性ある再発防止策を求める意見  
書案  
上記提出する。

令和6年3月13日

提 出 者

龍 神 啓 介  
辻 内 裕 也  
吉 田 紋 華  
芳 野 正 英  
中 瀬 信 之  
山 崎 博  
山 内 道 明  
稲 森 稔 尚  
小 島 智 子  
藤 田 宜 三  
村 林 聡  
長 田 隆 尚

政治資金問題の徹底説明及び実効性ある再発防止策を求める意見  
書案

令和5年11月に、自由民主党の複数の派閥が、政治資金パーティーにおける収入を政治資金収支報告書に適切に記載していなかったとして告発を受けた。その後、派閥の中には、派閥の政治資金収支報告書に記載しなかった上で、所属の国会議員に還流し、さらに国会議員側も政治資金収支報告書に記載していなかった等、様々な問題が明らかとなっている。

こうした政治資金規正法上の不記載及び虚偽記載は、同法の目指す「国民の

不断の監視と批判」を回避し、「政治活動の公明と公正」を侵害するとともに、「民主政治の健全な発達」を妨げるものである。また、不記載及び虚偽記載となる収入は課税所得の可能性があることから、所得税の脱税の疑いもあるといえる。

このような政治とカネの問題に対し、国民の政治不信は極めて深刻になっている。資金を還流させていた背景、中心になっていた人物、還流された資金の使途等、まだ明らかになっていない疑問が山積している。国民の政治への信頼を取り戻すため、国会において徹底的な事件の全容の解明を行い、責任を明確化しなければならない。

また、政治資金規正法には、政治活動を国民の監視の下に置くことで、公正さを確保する狙いがある。今回の問題の再発を防止するには金銭の流れを透明化するとともに、規制の抜け道を塞ぐ必要があることから、政策活動費等の使途の公開の義務付け、政治資金を監督する第三者機関の設置、連座制の導入等といった実効性ある抜本的な法改正が必要である。

よって、本県議会は、国に対し、政治資金問題の徹底解明及び政治資金規正法の抜本的改正による実効性ある再発防止策の確立を強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、  
財務大臣、内閣官房長官

---

意見書案第3号

地方公共団体に対する包括的な指示権を明記する地方自治法改正案の規定の撤回を求める意見書案  
上記提出する。

令和6年3月13日

提 出 者

吉 田 紋 華  
芳 野 正 英  
中 瀬 信 之  
稲 森 稔 尚  
小 島 智 子  
藤 田 宜 三

地方公共団体に対する包括的な指示権を明記する地方自治法改正案の規定の撤回を求める意見書案

政府は、3月1日に地方自治法の一部を改正する法律案を国会に提出することを閣議決定した。その法律案の内容には、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国が地方公共団体に対し、その事務処理について講ずべき措置に関し、必要な指示ができる旨の規定がある。この指示は、閣議決定を経て、その必要な限度においてなされるといった補充的なものとしている。

しかし、どのような指示が地方公共団体になされるかがその事態が起こるまで分からないのであれば、当該規定による指示が濫用されるおそれがある。とりわけ、武力攻撃事態等において、県民の人権が大幅に制限されるような指示がなされる可能性も否定できない。さらに、地方公共団体の長等は、指示に応じるか否かを判断することができずに、一方的に応じなければならない法的義務を負うこととなる。

補充的とはいえ、このような国の地方公共団体に対する包括的な指示権を認

めることは、国と地方公共団体との関係を「対等な立場」とするこれまでの地方分権改革の趣旨に反するおそれがある。

したがって、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に備える危機管理の視点から、国の地方公共団体に対する指示権を規定することは否定しないものの、国が地方公共団体に対する指示を行うためには、個別の法律において具体的な行為への指示権を授権すべきである。

よって、本県議会は、国に対し、地方自治法の一部を改正する法律案において、国の地方公共団体に対する包括的な指示権を授権する規定が地方自治の本旨に反するものであるとして、当該規定を撤回するよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官、  
内閣府特命担当大臣（地方創生）

---

意見書案第4号

令和6年能登半島地震からの復旧及び復興を最優先に取り組むこと  
を求める意見書案

上記提出する。

令和6年3月13日

提出者

吉 田 紋 華

稲 森 稔 尚

令和6年能登半島地震からの復旧及び復興を最優先に取り組むことを求める意見書案

1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震は、石川県をはじめ富山県、新潟県、福井県等、我が国の広い範囲に大きな被害をもたらした。特に甚大な被害を受けた石川県では、災害関連死を含め240名以上の尊い命が失われ、1,400名を超える人々が負傷した。さらに、住宅の倒壊及び焼失、断水等によって、今なお多くの人々が、厳しい環境の中で避難生活を強いられている。

国においては、発災直後から救助、道路啓開、人的支援、プッシュ型の物資輸送等、被災地に向けた様々な支援を行うとともに、「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」を取りまとめ、今後生活の再建、生業の再建及び災害復旧等に全力で取り組むとしている。また、本県においても、関西広域連合と連携し、被災地に対する支援に取り組んでいるところである。

しかしながら、被災者の生活及び生業の再建に向けた取組は、まだ始まったばかりであり、今後一層の拡充及び加速化が求められる。また、住宅、道路、上下水道、電力等の被害は極めて甚大かつ広範囲に及んでいることから、早期の復旧及び復興には、莫大な人員、重機及び資材の投入が必要となる。現在、大阪・関西万博に向けた工事に多くの人員、重機及び資材が投入されているが、このことが早期の復旧及び復興の妨げとならないよう、国として緊張感を持って対応していく必要がある。

よって、本県議会は、被災者の生活及び生業をいち早く取り戻すため、国が被災地の復旧及び復興を最優先に取り組むよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、  
国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、国際博覧会担当大臣

---

意見書案第5号

防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書案  
上記提出する。

令和6年3月13日

提出者

龍 神 啓 介  
辻 内 裕 也  
吉 田 紋 華  
芳 野 正 英  
中 瀬 信 之  
山 崎 博  
山 内 道 明  
稲 森 稔 尚  
小 島 智 子  
藤 田 宜 三  
村 林 聡  
長 田 隆 尚

防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書案

1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震により、特に、能登半島において甚大な被害が発生した。能登半島は三方を海に囲まれ交通網が脆弱であることから、災害時のアクセスルートの確保等様々な課題が浮き彫りと

なった。今回の震災から得られた教訓も生かしながら、引き続き、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めることが必要である。

現在、令和7年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（以下「5か年加速化対策」という。）」により、国と地方公共団体が一体となってハード、ソフトの両面から、防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施しているが、対策が必要な箇所はまだまだ多数存在するため、中長期的視野に立って具体的目標を掲げ、取組の加速化・深化を図ることが極めて重要である。

紀伊半島に位置する本県においても、5か年加速化対策を活用し県土の強靱化対策を強化してきたところであるが、発生が危惧される南海トラフ地震等に対して事前防災及び減災の取組を引き続き推し進め、県内の脆弱な社会インフラを整備し、機能を維持することの必要性はまだまだ高く、今回の能登半島地震の教訓を踏まえ、その重要性は高まっている。

また、地域住民の安全・安心を確保し、大都市への過度な一極集中から脱却するためにも地方の強靱化対策及びそれを担う建設業等の体制整備は必要不可欠である。

よって、本県議会は、国において、防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するために、下記の措置を講じることを強く求める。

## 記

- 1 5か年加速化対策期間完了後においても、昨今の甚大な被害をもたらす地震、豪雨、豪雪等の災害の状況も踏まえた上で、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、必要な事業規模を十分確保した国土強靱化実施中期計画を令和6年内に策定すること。
- 2 道路、電気、通信、上下水道等のライフラインの寸断等能登半島地震による甚大な被害に鑑み、国土強靱化実施中期計画の策定に当たっては、国土強



靱化の対象事業を拡大するとともに耐震化の更なる強化や災害時における代替路線の整備の加速化等を行うこと。また、資材価格の高騰及び賃金水準の上昇も踏まえ、別枠による必要かつ十分な予算の確保等、対策の抜本的強化を図ること。なお、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れがみられる地域に十分配慮すること。

- 3 令和6年度で終了することとされている緊急<sup>しゆんせつ</sup>浚渫推進事業、令和7年度で終了することとされている緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業等については、地方公共団体の取組状況を踏まえ、適切に検討を行い、延長するとともに、地方の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にする等、地方財政措置を拡充すること。
- 4 建設業における労働環境の改善を進め、人材の確保及び育成並びに次世代への技術力の継承に向けた環境整備に積極的に取り組むこと。
- 5 社会資本の適切な整備及び管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方整備局を含め、現場に必要な人員の確保並びに体制の維持及び充実を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、  
内閣府特命担当大臣（防災）

意見書案第6号

食料の安定供給及び食料自給力向上の対応強化を求める意見書案  
上記提出する。

令和6年3月15日

提 出 者

食料自給総合対策調査特別委員長

中 瀬 信 之

食料の安定供給及び食料自給力向上の対応強化を求める意見書案

ロシアのウクライナ侵攻、エネルギー・生産資材の価格高騰、気候変動による異常気象、世界人口の増加による食料不足等の影響から、食料の安定供給に対するリスクが高まっている。

日本の食料自給率はカロリーベースで38%と低い状況にあるため、食料安全保障の観点から、国内生産を効率的に増大させる必要性が高まっている。

今後、人口減少・少子高齢化が急速に進み、農業従事者が大幅に減少することが確実であることから、少ない農業者で農業生産を支えていかなければならない状況にある。

水産業においても、漁業従事者の減少が進む中、海水温の上昇、栄養塩類の不足といった漁場環境の変化への対応を進めつつ、生産性の向上を図っていく必要がある。

また、食料の安定供給を図り自給率を上げていくためには、食に関する国民理解の醸成を図る必要があることから、地場産物の利用促進及び地域の食文化の継承・発展に向けて取り組むことは大切なことである。

よって、本県議会は、食料の安定供給及び食料自給力向上を図るため、国に対し、下記の事項の実施を強く要望する。

記

- 1 担い手への農地集積・集約化に向け、スマート農業に適した農地の大区画化、農業用水路のパイプライン化等、生産基盤の整備を推進すること。
- 2 輸入依存の肥料及び飼料については、国産化に向けた支援を積極的に行うとともに、畜産農家と耕種農家の連携を推進すること。
- 3 水産業の持続的な発展に必要な「豊かな海」の再生に向けて、関係省庁が連携し、栄養塩類が水産資源に与える影響の解明に向けた調査・研究を進め、改善に向けた取組を実施すること。
- 4 日本の漁業・養殖業の生産量が長期的な減少傾向にある中、成長産業化が見込まれる養殖業の生産量を拡大するために、適正養殖可能数量の設定方法を見直すこと。
- 5 食料自給率は生産努力目標及び望ましい消費の姿を示すものであることから、現在、国において食料・農業・農村基本法の見直しを行っているところ、改正後の同法に基づく基本計画においても、適切な食料自給率目標を設定すること。
- 6 地域農業の一翼を担う小規模・家族農業は農業所得の低迷、高齢化による後継者不足といった厳しい環境にあることから、日本型直接支払制度等の既存の支援策及び生産振興策の拡充を講じること。
- 7 持続可能な農業の実現に向けて、資材価格の高騰時でも生産・流通コストを反映した適正な価格形成が図られるよう、必要な施策を講じること。
- 8 燃料、飼料等の資材価格の高騰により、経営環境が厳しくなっている漁業

者及び畜産業者を支援するため、セーフティネットの拡充を講じること。

- 9 農業従事者の高齢化及び後継者・担い手不足により、荒廃農地が年々増加しており、周辺農地へも悪影響を及ぼしていることから、農地の確保及び適正・有効利用のための総合的な支援を講じること。
- 10 農業生産の規模拡大、高齢化による労働力不足等に対応するため、農作業の受託等農業者をサポートするサービスへの潜在的ニーズが高まっていることから、利用促進に向けた施策を講じること。
- 11 次代を担う子どもたちの食に関する指導を担う栄養教諭が不足していることから、栄養教諭の配置基準を見直し、地域の食文化に関する教育の充実を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、  
環境大臣

---

### 提 出 議 案 件 名

議案第87号 副知事の選任につき同意を得るについて

議案第88号 教育委員会委員の選任につき同意を得るについて

---

### 委 員 長 報 告

○議長（中森博文） 日程第1、議案第4号から議案第86号までを一括して議

題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。芳野正英政策企画雇用経済観光常任委員長。

〔芳野正英政策企画雇用経済観光常任委員長登壇〕

○政策企画雇用経済観光常任委員長（芳野正英） 御報告申し上げます。

政策企画雇用経済観光常任委員会に審査を付託されました議案第59号三重県観光振興基本計画（令和6年度～令和8年度）の策定についてにつきましては、去る3月12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し上げます。

障がい者雇用の促進についてであります。

3月8日の委員会において、障がいのある方が自分らしく生き生きと働くことを目的としたステップアップカフェの運営を令和6年12月末で終了する旨が示されました。

障がい者雇用については、ステップアップカフェを設置した平成25年当時と比較して、雇用率、全国順位とも大きく改善しておりますが、県当局におかれては、今後も引き続き、障がい者雇用が一層促進されるよう、これまでの成果を生かし、より効果的に取り組んでいただくことを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 山崎 博環境生活農林水産常任委員長。

〔山崎 博環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（山崎 博） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第58号三重県人権施策基本方針の変更についてにつきましては、去る3月8日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 川口 円医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔川口 円医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（川口 円） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第21号三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案外14件につきましては、去る3月11日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 石垣智矢防災県土整備企業常任委員長。

〔石垣智矢防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（石垣智矢） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第37号三重県建築基準条例の一部を改正する条例案外3件につきましては、去る3月11日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 山内道明教育警察常任委員長。

〔山内道明教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（山内道明） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第23号三重県立中学校条例案外2件につきましては、去る3月8日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、議案第40号三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案について

であります。

当該条例案は、県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、木本高等学校と紀南高等学校を統合し、新たに2校舎制の熊野青藍高等学校を設置しようとするものです。

この新校名を選定するに当たり、子どもたちの意見を尊重するというプロセスが新たに設けられたことについては高く評価するところです。

一方で、選定過程における会議の一部が非公開であったことや、旧校名の取扱いなどについて、疑問を呈する意見もありました。

今後、高等学校等の統廃合があった場合において、新校名を決める際には、今回の選定過程の検証を踏まえ、さらによりよいプロセスとなるよう検討いただくことを要望します。

次に、教員の働き方改革についてであります。

教員不足が深刻な課題となる中において、教員確保の取組はもちろんのこと、子どもたちにとってよりよい教育環境をつくっていくためには、教員のウェルビーイングの向上が重要です。そのためにも、スクールカウンセラーをはじめとする専門人材と教員が連携・協働し、一体となったチーム学校の取組をさらに推進するよう要望します。

また、学校における働き方改革について、社会全体で考えていくことも重要です。

令和5年8月に発信された文部科学大臣のメッセージの周知をはじめ、保護者や地域住民に対し、学校における働き方改革の必要性や教員と保護者・地域住民との役割分担の見直し等について、より一層の理解と協力が得られるよう取り組んでいただくことを要望します。

なお、これらの取組に当たっては、教育委員会や管理職、教員らが十分にコミュニケーションを図り、現場の教員の声を丁寧に聞き取って進めていただくよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 喜田健児総務地域連携交通常任委員長。

〔喜田健児総務地域連携交通常任委員長登壇〕

○総務地域連携交通常任委員長（喜田健児） 御報告申し上げます。

総務地域連携交通常任委員会に審査を付託されました議案第24号住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案外8件につきましては、去る3月11日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべて議論のありました事項について申し述べます。

人材マネジメントについてであります。

県当局においては、社会状況が大きく変化している中、質の高い行政サービスを持続的に提供するために、より効果の高い人事施策の実施に向けた新たな戦略として三重県人材マネジメント戦略を策定し、令和6年度から取り組むこととしています。

三重県職員の年齢別人員構成には偏りがあり、近い将来、人数の少ない中堅・若手職員が早期にマネジメントを行う立場になることが予想されています。

県当局におかれては、想定される課題を踏まえ、人事配置の工夫等による中堅・若手職員の人材育成等、将来を見据えた人材マネジメントにしっかりと取り組まれるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 村林 聡予算決算常任委員長。

〔村林 聡予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（村林 聡） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第4号令和6年度三重県一般会計予算外49件につきましては、去る3月7日に本委員会を開催し、総括質疑を行った後、3月8日から13日にかけて該当の分科会で詳細な審査を行いました。



その後、3月18日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、総合的な観点から慎重に審査いたしました結果、議案第5号、議案第6号、議案第8号から議案第15号まで、議案第18号から議案第20号まで、議案第30号から議案第33号まで、議案第42号から議案第46号まで、議案第61号から議案第76号まで、議案第81号、議案第85号及び議案第86号の41件につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可決、議案第4号、議案第7号、議案第16号、議案第17号及び議案第47号から議案第51号までの9件につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第4号につきましては、3月15日に本委員会の委員から修正案が提出されました。

この議案第4号に対する修正案については、3月18日の本委員会において慎重に審査いたしました結果、賛成少数をもって否決されたため、引き続き、原案について採決を行い、議案第4号については、さきに述べたとおり、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

令和6年度当初予算は、こども・未来 まもる 予算として、子ども・人材・命に関連する事業に重点的な配分がされています。

特に能登半島地震の被害状況を踏まえ、大規模災害への備えが急務となる中、県民の命を守るため、防災・減災、県土の強靱化に取り組む公共事業について前年度を上回る規模の予算が確保されていることは評価するところであります。

経常収支適正度は前年度に比べ、若干の改善が見られていますが、今後も高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加等により、義務的経費は高い水準で推移すると見込まれるとともに、老朽化が進んでいる公共施設への対応が必要です。

県当局におかれては、防災・減災対策や人口減少対策などの様々な課題に対応しつつ、持続可能な財政運営の確保に向けた取組を着実に推進されるよう要望します。

なお、審査の過程において特に議論のありました事項について申し述べ

ます。

3月7日の総括質疑においては、能登半島地震の教訓も踏まえた防災・減災対策、県産ブランド米の生産拡大、観光施策、豊かな海づくりに向けた取組、建築資材高騰対策などについて活発な議論が行われ、事業執行に反映されるよう求めました。

次に3月8日から13日に開催された各分科会で、特に議論がありました事項について、各分科会委員長から報告がありましたので申し述べます。

1点目は、女性の県内就労総合推進事業についてであります。

当該事業は、女性の県内就職を促進するため、県内外の女性求職者等を対象として、三重で楽しみ働く魅力をPRするとともに、働く意欲のある女性一人ひとりのニーズに合わせた就労支援を行うものです。

一方、働き方改革総合推進事業では、企業の働き方改革を進め、働きやすい職場環境づくりを促進する取組を行っていますが、女性が働き続け活躍するためには、企業において、フレックスタイム制や短時間勤務制度など、男女とも仕事と家庭との両立ができる職場環境づくりをさらに進めていくことが重要であると考えます。

県当局におかれては、引き続き、女性が活躍できる職場環境づくりのための取組をより一層推進されるよう要望します。

2点目は、自然体験活動の促進と自然保育の推進に当たっての部局間連携についてであります。

県では、令和2年度から実施している三重まるごと自然体験展開事業等により、農山漁村地域の活力向上や環境保全意識の醸成、子どもの生き抜いていく力の育成などの効果を期待し、自然体験活動を促進しています。

三重まるごと自然体験展開事業については、令和5年度をもって事業を終了することになりましたが、幼少期における自然体験は、非認知能力の向上につながる、子どもの成長にとって大変重要な活動です。

県当局におかれては、子どもたちが自然にふれあい学ぶ機会の創出に向けて、引き続き自然体験に関する事業を実施するよう要望します。

また、保育の場において自然体験を積極的に取り入れる、自然保育の推進に当たっては、子ども・福祉部、農林水産部などの関係部局がしっかりと連携して取り組むよう要望します。

3点目は、公共施設等総合管理推進基金についてであります。

当該基金は、県の所有する公共施設等について、長寿命化を図るための改修、更新、その他総合的な管理に要する経費の財源に充てるため設置されました。

20年間をかけて200億円を積み立てるという方針の下、令和4年度の最終補正から積立てが開始され、補正予算等で生じた財源を活用して積み立ててきました。

このような積立ての方法は、必要とされる行政サービスに的確に対応するために行っているものであると説明があったところではありますが、本庁舎や県立学校の適切な管理は重要な課題の一つでもあります。

県当局におかれては、財政状況と行政ニーズを勘案しつつも、今後、長期間にわたり計画的、安定的に基金を積み上げるため、令和7年度においては、当初予算への計上を検討されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

## 討 論

○議長（中森博文） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。33番 谷川孝栄議員。

〔33番 谷川孝栄議員登壇〕

○33番（谷川孝栄） おはようございます。東紀州選挙区選出、会派草莽の谷川孝栄です。

議案第40号三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案について、反対討論をさせていただきます。

討論に入る前に、2月27日に議案質疑をさせていただきました私の発言内容に一部誤りがありました。

木本高校は、これまで木本町の風水害避難所に指定されておりましたが、現在は避難所の指定から外れていたことが分かりました。よって、ここに木本高校が避難所だという私の発言は間違っていましたので訂正し、謝罪をさせていただきます。確認不足で申し訳ございませんでした。

しかし、県が本気で県民の命を守るというのなら、県立高校は率先して、避難所となるべきです。現在も、能登半島地震で輪島高校が避難所となっているように、市内に大人数を収容できる施設は限られているため、大災害発生時には避難所やヘリの離発着、資材の搬入、あるいは仮設の生活拠点としての利用も受け入れるべきだと考えますので、よろしく願いいたします。

ここからは、議案についての反対討論をさせていただきます。

この議案第40号は、木本高校を熊野青藍高校と校名を改めようとするものです。

先日の常任委員会での教育委員会の答弁は、いかにもこれまでの手順をしっかりと踏んで、有無を言わさない紀南地域高等学校活性化協議会での決定、そして、校名選定では最終的に児童生徒が選んだという内容で、非の打ちどころもない御答弁でした。

しかし、紀南地域高等学校活性化協議会では、各委員が萎縮せずに、それぞれの意見を言える状況だったのか、声の大きい委員の意見に偏っていないか、甚だ疑問です。反対の意見はそのまま流されていたなど、傍聴していた方の複数人からの疑問の声が届いています。

また、紀南地域高等学校活性化協議会で意見が出尽くしたとは言い難く、統合の賛否の決でさえ、会長がこれでよろしいでしょうかの問いに、全員無言。異議なしなどの言葉もなく、了承いただいたということと、委員が無言のまま、まとめられたとお聞きしています。

反対意見があっても、その言論が封じられる形だったのではないのでしょうか。

また、周知に当たってはプレス発表をしたということですが、新聞を取っている御家庭がどれだけリサーチをしていますか。せめて高校のある市町や近隣の地域には説明会を何度か開くなど、丁寧で真摯な説明が必要だったのではないのでしょうか。

また、校名選定においては、11校に絞ったとき、3校に絞ったときの2回を非公開としています。全部公開かデジタル投票など、誰にでも見える形での民主的な投票方法にするべきです。

そして、木本、紀南の元の高校名がないままの候補を、児童生徒に投票をさせて、それを盾としている姿勢は最もいただけません。

生徒や児童には最初から選択肢が限られているのですから、それを理由としている手法にも、児童生徒を利用しているとしか思えません。

また、最近の統合した高校の名前、伊賀白鳳高校、名張青峰高校、そして熊野青藍高校。上から、地名、色を含んだ高校名、はやりなんでしょう。どなたの考えですか。それとも偶然ですか。

非の打ちどころのない答弁や、協議会の隙間隙間に大きく見逃してきた大切なことがあります。

画数も9画から51画になり、受験時のタイムロスとなるという声もあります。新しい高校名にしても、誰も得をしません。

80代の大先輩の話によると、約70年前に木本高校の生徒が多くなり、あふれて、それで紀南高校をつくった。生徒数が減れば、また木本高校だけに戻るのが筋とおっしゃられています。

私が木本高校の名前を継続するべきと強く主張するのには、大きな意味があり、子どもたちのことを第一に考えるからです。

1906年から旧制中学校などを経て木本高校となり、今年で118年、熊野市より前からあるのです。貴重な歴史と文化、地域の方々、また、出身の方々の心や絆のよりどころであります。

今はどこも人口減少や少子化で、統合は致し方ないものの、校名でつながっている過去と現在と未来の絆や、地元と地元以外に住んでいる方との絆

と歴史をここでぶつ切り断ち切ってしまうことが、どれだけ地域の疲弊を加速化してしまうことか、想像がつくと思います。

また木本高校を継続することにより、これまでの実績などにより推薦などで進学や就職の子どもたちの選択の幅が広がると考えます。これは協議中と言われていますが、ゼロからの実績を積むより2万5000人いる各地・各業界の卒業生からの応援を、引き続き、子どもたちが得ることができるのではないのでしょうか。

私も実感していますが、高校の先輩は、いつの時代もどの地域でも、とても心強いものです。皆さんも多くの場面で先輩からの温かい御指導をいただいているのではないのでしょうか。同じ高校の卒業生の絆、とても大きなものです。子どもたちからそのサポートを奪ってはいけません。絆を切ってはいけません。

よって、新校名の改定はデメリットのほうが大きいと考えます。新校名の選定の民主的な方法でのやり直しを強く求めます。

最後に、教育警察常任委員会におかれましては、熱心な御議論をいただきましたこと、また、先ほど委員長報告にも取り上げていただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

今日の採決、あなたの1票が木高を残すか、なくすかを決めます。私の反対討論をお聞きいただき、御賛同をいただきたいと思います。

皆様の素直なお心に従っていただき、反対をさせていただきますよう心からお願い申し上げ、反対討論を終結します。

どうか木高存続にお力をお貸してください。お願いいたします。

ありがとうございました。

**○議長（中森博文）** 7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

**○7番（吉田紋華）** 日本共産党の吉田紋華です。

73の議案のうち、10の議案に反対の討論をいたします。

まず、議案第4号令和6年度三重県一般会計予算です。

予算決算常任委員会において、修正案を出ささせていただきましたように、いわゆる官製婚活、大阪・関西万博、リニア中央新幹線関連の予算が含まれており、県民目線に立ったものではなく、県の発展どころか、人権侵害や暮らし、環境の破壊につながるおそれがあるので強く反対をいたします。

官製婚活に関して、地方から若者が流出することの原因の一つに、上の世代から生き方や進路のルールを押しつけられることというのがあると考えています。

この県を挙げての出会い・結婚支援は、同性婚が法律上できない憲法違反の日本において、性的マイノリティーの存在を無視して踏みこじる差別的な政策です。

また、人口減少や、いわゆる少子化の責任を若者に押しつけているものがあります。

行政が行うべきは、若者に古い価値観や生き方を押しつけることではありません。子どもを産める世代は、その責任を果たせとも言わんばかりの現代版産めよ殖やせよとも言える事業は、公共の福祉を促進しているとは言えません。

結婚を希望する人への支援という結婚できる特権を持った人しか支援しない施策は、日本で結婚できない人たちや、選んで法律婚をしていない人たちにも失礼なものです。政治がその役割や責任を果たしていないのに、人口減の原因を県民に責任転嫁するべきではないです。

さらに、コンプライアンス上の問題も発生しています。

三重県出逢い支援事業公認団体を名のる、県が認めていない肩書をかたって事業を行う結婚相談所業者が発生しています。また、結婚するためにはこうするべきといった時代遅れも甚だしい、日常の場所で誰かに言われたら確実にセクハラになる価値観が、その業者を通じてネット上に発信されています。

結婚・妊娠・出産について、他人が土足で踏み込むことがよしとされる時代では、もうありません。結婚しなくても、どんな人でも自立して、安心し

て生きられる社会をつくるのが先であるべきです。

結婚支援はあくまで民間事業者で行われれば十分だと考えます。

続いて、大阪・関西万博に関してです。

莫大な建設費、被災地復旧の妨げ、災害時の危険性、経済波及効果、土壌汚染問題など問題山積で圧倒的多数の反対世論があります。

また、海外パビリオンの相次ぐ撤退や建設遅れが問題で、開催に間に合うか疑問視されています。

現地、大阪では、大阪・関西万博中止を求める声が高まっているにもかかわらず、パビリオンの建設・出展で、三重県は参加しようとしている。そういったことは、現地の大阪の住民に過大な負担を押しつけることとなります。

例えば、大阪市では、設計事務所の職人や技術者や資材が万博のために取られているため、やっと小学校のクーラー設置が決まった学校で、行政からこう言われた保護者団体があるそうです。

大阪市では大阪・関西万博が最優先なので、小学校の工事は万博が終わってからになる。設置時期は未定だと。

夏の暑い時期や、災害時の避難のために必要な命を守る公共事業よりも大阪・関西万博というようなおかしい時勢です。

そんな中、三重県は、希望する小・中・高校生の児童生徒に大阪・関西万博をさせるという計画もあります。

現在、世論では大阪・関西万博への来場意向が年々下がり、前売り券の売上げ枚数が令和6年2月末時点で目標の4.6%しかないそうです。その売れないチケットの埋め合わせを、税金を使って子どもを動員して埋め合わせをするということなのでしょうか。

また、大阪・関西万博の防災基本計画には避難計画の記述がないそうです。夢洲への出入口は一つしかなく、災害が起こった際に、軟弱地盤の夢洲に子どもが取り残されかねない。そういった際に、三重県はどう責任を取るのでしょうか。

海外パビリオンの相次ぐ撤退や未着工で、大阪・関西万博はもはや世界に



恥ずかしいものではないでしょうか。

大人は、この大阪・関西万博を美化せずに、おかしいことにはおかしいと考えられるよう、子どもに教えるべきです。万博以外に世界を知る機会、この時代、山ほどあります。

そして、リニア中央新幹線に関してです。

ルート通過が見込まれる北勢地域において、沖積地が伊勢湾岸から山間地まで広がり、災害発生時に液状化現象が起りかねないことや、山間部・平野部にかかわらずに幾つもある活断層を通過することを免れません。

三重県は、地震に強いリニア中央新幹線をうたっていますが、地震発生時、車両が受ける揺れや、地下40メートルの線路からの避難に関しての考慮がまだまだありません。

また、さらなる問題として、莫大な財政負担が、駅が建設される市町などや県にかかってくることです。既に、品川一名古屋駅間では、メガリージョンプランと称して、神奈川県駅や岐阜県駅に当該市町などの駅舎建設、それに付随する公共道路などの建設で数百億円の負担が生まれるということが明らかになっています。

三重県でも、亀山市は駅前再開発を行ったばかりに、さらに負担が増えることで、自治体財政を危惧する声が上がってきています。

このように、三重県も、さらにリニア中央新幹線に税金をかけるのでしょうか。

大阪・関西万博にせよ、リニア中央新幹線にせよ、命の安全性や環境を守るよりも、経済が大切と考えていることがよく分かります。無用の長物と言わざるを得ない計画です。県民の利益にかなう有効な税金の使い方をしてください。

その他一般会計予算に関してです。

子ども医療費に関して、中学生までの入院費用の負担をなくすとありますが、診療費や通院費こそ窓口無料にする努力をすべきです。

婚活や大阪・関西万博、リニア中央新幹線に莫大な税金を使う予算を立て

ながら、そこまでの予算がないというものは本末転倒だと考えます。

また、みえスタディ・チェックなど、競争を促す教育は、個性を削る教育で、常に子どもにプレッシャーを与えます。自己肯定感を育むこととは真逆であると考え、即やめるべきです。

続いて、議案第7号令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計予算に関しては、令和11年の保険料水準統一が運営方針に示されていることから、高過ぎる国民健康保険料のさらなる値上げにつながる可能性があるため、反対します。

市町と丁寧な意見交換を行い、意見を聞き、社会保障や憲法第25条、生存権としての国民皆保険を守ることが三重県に求められています。

議案第16号令和6年度三重県水道事業会計予算、議案第17号令和6年度三重県工業用水道事業会計予算に関しては、長良川河口堰からの取水に対し、過大な需要見込みがあった中で、導水区域が中勢にまで広がり、導管の敷設や維持管理に係る費用が県民の負担増大につながり、今も尾を引く問題となっていることから反対です。

議案第47号から議案第51号、流域下水道の維持管理費用に関して、県民負担の増加につながるおそれがあるものであるため反対です。

物価高騰の中、県民の賃金の上昇もなかなかかなえられない中、税金や公共料金ばかり上昇するのは、県民の生活を苦しめるものです。どの業種も人手不足で過重労働の業種ばかりです。県民に寄り添い、県の税収入の財源を県民にばかり頼るのではなくて、もっと賢く優しい予算の使い方をすべきです。

若者や女性、非正規雇用で働く方々など、収入が不安定になりやすい県民にとっては、生活が厳しくなるばかりです。政治がその状況を打開せずにとらうのでしょうか。

議案第39号、教員の過重労働や教員の人手不足が深刻な現状を見ても、公立学校職員定数を減らすべきではないことは明らかです。それと同時に、少人数学級に関して、30人学級における25人下限条件を撤廃すべきです。

最後に、来年度予算を採決し執行していくに当たり、県民目線の温かい三重県政であることを願っています。

昨年、三重県議会は、若者向けに議会や政治を身近なものになるようなイベントや広報の在り方を、広聴広報会議で委員会を通して議論をさせていただきました。

様々な意見を直接若者から聞いてきましたが、やはり政治離れ、若者の政治離れと言われる要因は、政治こそが若者のほうを向いていないことだと思います。

三重県の魅力はもう十分に地域に備わっていると思います。三重県で生まれ育った若者が三重県に持っている愛着は小さくないと思います。けれども、地域で暮らすための公共インフラが不十分だから、三重県よりも便利なところを選んでいってしまうこと、少なくないと考えています。

図書館や公園、医療機関や小さな個人商店など、地域に愛されている場所こそ、利益優先の新自由主義によってことごとく壊されてきています。

政治家のニュースがあっても、不祥事ばかりの報道で、地域を守るとは名ばかりのように感じてしまいかねません。セクハラや裏金問題が多々起きてもなお、政治の場所に居続ける政治家を若い世代はそれなりに見えています。

後の世代に恥ずかしくない政治を、三重県の人と命と環境を守る優しい政治を切に願い、私の反対討論といたします。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（中森博文） これより採決に入ります。

採決は4回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、議案第5号、議案第6号、議案第8号から議案第15号まで、議案第18号から議案第38号まで、議案第41号から議案第46号まで及び議案第52号から議案第86号までの72件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委

員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（中森博文） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（中森博文） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第4号、議案第7号、議案第16号、議案第17号及び議案第47号から議案第51号までの9件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（中森博文） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

投票漏れはございませんか。

投票漏れはございませんか。

投票漏れはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（中森博文） 投票の結果を報告いたします。

賛成 44

反対 1

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（中森博文） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（中森博文） 投票の結果を報告いたします。

賛成 44

反対 1

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（中森博文） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（中森博文） 投票の結果を報告いたします。

賛成 43

反対 2

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

## 請 願 の 審 議

○議長（中森博文） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する医療保健子ども福祉病院常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

## 討 論

○議長（中森博文） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

請願第6号上げ馬神事における動物虐待の根絶を求めることについて、採択をすべきという立場から討論を行います。

この請願は、地域に愛され続ける伝統や文化を守るためには、動物についても命あるものとして敬う気持ちを持ち、動物福祉を重んじる現代の倫理感を取り入れて神事の在り方を見直すことを求めるものであり、主催者が動物虐待を繰り返すことのないよう、県に対して、動物の愛護及び管理に関する法律をはじめ、法令に基づき、真摯に対応することを要請する内容になっています。

これまでの常任委員会の審査では、昨年9月から主催者側の改善策を待つなどとして、速やかに処理すべき義務を負う請願が半年にわたって結論を先送りされ続けてきました。

そして主催者側、つまり法令を遵守してこなかった側の改善策なるものが示されたことを理由として、不採択とすべきと決定したとのことですが、論

理的にも全く理由になっていません。

最も重要なことは、実際に5月に実施されるとしている神事において、県が行政機関として、引き続き指導・監督をすることを通じて、その改善策が実効性あるものになり、これまでのような動物虐待に当たる行為をやめさせて、誇りある無形民俗文化財として、人にとっても、動物にとっても安全な神事にしていくということではないでしょうか。

この請願を不採択としてしまうということは、三重県議会が、動物虐待はなくさなくてもよいという社会から取り残されたような野蛮なメッセージを表明するものにほかなりませんし、それ以前に、結論ありきではなく、県議会が論理的に物事を議論しているかどうか、意思決定を行っているかどうかという議会の能力そのものが問われかねないということを指摘しておきます。

これまでも女性が立ち入ったり触れたりすることが許されなかった伝統行事や文化も、今日、時代の変遷を通じて見直されて、形を変えながら受け継がれていくということは、決して珍しいことではありません。そして、そのことはその価値をおとしめるものでも何でもありません。

一方でこのような変化は、小さな小さな地域社会のコップの中だけで変革できたものではなく、社会としてどう捉えるかだったり、あるいは世界はどうそのことを見ているかだったり、あるいは少数の勇気ある人々の問題提起だったりします。

命あるものへの尊厳をどう捉えていくか、三重県議会として次世代に誇れる判断を期待して討論を終わります。（拍手）

○議長（中森博文） 25番 小島智子議員。

〔25番 小島智子議員登壇・拍手〕

○25番（小島智子） 桑名市・桑名郡選挙区選出、新政みえの小島智子です。

請願第6号につきまして、委員会の不採択という決定に賛成の立場で討論をさせていただきます。

経緯は皆さん御存じだと思いますけれども、様々なことがこの間行われてきました。

多度大社、御厨総代会は、第三者委員会の上げ馬神事在り方検討会を立ち上げています。

検討会のメンバーを御紹介します。敬称を略します。

三重県馬術連盟、北勢ライディングファーム、国際馬術連盟公認獣医師、JRA日本中央競馬会、長年にわたり上げ馬神事を取り巻く動物愛護問題に携わってこられた動物との共生を考える連絡会代表の獣医師、日本獣医生命科学大学獣医学部特任教授、岐阜大学高等研究院准教授、岐阜大学応用生物学部准教授、そして、三重県医療保健部、教育委員会事務局、桑名市からはブランド推進課、そこに多度大社と御厨総代会が入っているわけです。

この検討会から、6点にわたる提言が既に出されています。

1点目、馬の選定、管理について。馬にも様々な性格があります。祭りに向いている馬を選び抜くこと。健康な馬を選ぶこと。獣医師のチェックを受けること。2点目、竹むちの使い方について。そうではなくて、もう少し軟らかい、通常使われるむちに替える。合図だけにとどめる。3点目は人の管理について。関わる人々の共通ルールを徹底し、動物愛護の精神をしっかりと持っていただくこと。4点目、訓練について。できるだけ早い時期から練習を始め、馬も、あらかじめ上げ坂で訓練を行い、慣れさせる。5点目、上げ坂について。壁はなくし、緩やかな上り坂のみにする。6点目、その他。改善内容の公表や、さらなる検討を重ねること。このような6点になっています。

この提言を多度大社、御厨総代会は全て受け入れることを決定し、この提言に基づき、具体的内容について改善が進められています。

一昨日、3月20日、第2回の講習会が行われ、テレビでも取り上げられておりました。講師から馬に乗る基本的な動作、馬に関する知識の習得、あるいは動物虐待防止、愛護について正しく認識するなど、座学を含め、実技、あと3回開催される予定であります。

各御厨の若い世代の方々は、この件で、しっかりと問題意識を持ち、正しい知識・認識に触れ、自分のものに行っているともお聞きをしています。



請願にあります動物虐待の根絶を求めることは自明の理として、その上で、神事をどのような形で行うかについては、多度大社、御厨総代会に判断を委ねるべきだと考えます。

厳しい反省と展望の持てる改善によって、伝統を引き継ぎつつも、新しい神事として、地域はもとより、多くの方々に支持される祭りとする責任や使命は、多度大社、御厨総代会にこそあるからです。

虐待防止には賛同、形にまで言及する必要はないということから、請願の趣旨に反対をさせていただくものでございます。

私ごとですが、次男が乗り子、騎手として東員町猪名部神社の上げ馬に関わらせていただいた経験がございます。

最初、私はこの祭りに対して懐疑的であり、危険を伴うことについて批判的な考えでした。しかし、周りの方々が馬を大切に、日々関わり、世話をし、練習が始まってからは乗り子にけがをさせないよう、馬の扱いや乗り方を厳しく温かく指導いただくのを見て、少しずつ変わっていきました。

何より、失われつつある年齢を超えた地域のつながり、若者たちの兄弟とはまた違う深いつながりは、それ以降も、今もなお、それぞれの人生に大きな影響を与えていると感じます。

最後に、今回の件で、インターネット上で行き過ぎとも思える書き込みがなされたり、子ども向けの口調で書かれたはがきが匿名で出されたりするなど、動物虐待防止を真に訴えたい方々や、馬を愛し、祭りを大切にしたい方々の思いとは全く異なる行為があったことはとても残念に思います。

知恵を出し合い、動物愛護の精神をもって、後世に誇れる三重県無形民俗文化財としての祭りをと地域の1人として強く願い、討論いたします。

議員各位の御賛同を心よりよろしくお願い申し上げます。

以上です。（拍手）

○議長（中森博文） 7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 日本共産党、津市選挙区選出の吉田紋華です。

私からは、請願第6号上げ馬神事における動物虐待の根絶を求めることについて、委員会での不採択に反対、請願採択に賛成の立場で討論をいたします。

9月定例会議において提出されてから、主催者が改善策を出すまで判断を待つということで、この3月まで審査が継続されてきました。毎回の委員会での審査に私も立ち合わせていただきました。

主催者は有識者会議を重ね、2月末、主催者が改善策を出したことで、青竹むちの廃止や壁の撤去など改善が行われる見込みとなりました。主催者側の意識の変化があったこと、また世論に応じて動物虐待と考えられることをなくす、そういった変化は市民の声に応えるものであり、評価できます。

しかし、斜面の急な坂がある限り、馬にとっては転倒するリスクがゼロではなく、再び悲しい事故が起きるおそれがあります。また、両側からたくさんの人が大きな歓声を上げる環境は、馬にとっても緊張やストレスの大変かかるものです。

馬を上げるということは、坂を駆け上がらせることだけではなく、馬を奉納するという解釈をすることもでき、平たんな道を馬が心地いい状況で走行させる方法も検討の余地があると思います。

今回、主催者が出した改善策はともかく、大事なのは、次回の5月開催の際に、馬も人間も虐待や事故がなく行事が行われることだと考えています。

そのためには、いま一度、行事が終わるまで、三重県議会として、動物虐待を起こさないという立場にしっかり立つ、このことが大事なのではないのでしょうか。

今後も、上げ馬神事がどのようになっていくか、地元のみならず、多くの県民、ひいては世界から注目されていると思います。新たに伝統を受け継ぐ決意をしている若い世代を、より安全に導く大人の責任が問われ続けるでしょう。

時代に合わせ柔軟に、そして、人と馬が優しく共存できる世界をつくるために、動物虐待を起こさない決意が必要であると思います。

これを、請願第6号上げ馬神事における動物虐待の根絶を求めることについてを不採択とすることの反対討論といたします。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（中森博文） これより採決に入ります。

請願第6号上げ馬神事における動物虐待の根絶を求めることについてを押しボタン式投票により採決いたします。

本件に対する委員会の決定は不採択であります。採決は採択について行います。本件を採択することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（中森博文） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（中森博文） 投票の結果を報告いたします。

賛成 2

反対 43

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

## 特別委員長報告

○議長（中森博文） 日程第3、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、食料自給総合対策調査特別委員会から調査の経過と結果について報告いたしたい旨の申出がありますので、これを許します。中瀬信之食料自給総合対策調査特別委員長。

〔中瀬信之食料自給総合対策調査特別委員長登壇〕

○食料自給総合対策調査特別委員長（中瀬信之） 食料自給総合対策調査特別委員会における調査の経過と結果について御報告申し上げます。

世界では、紛争、経済ショック、人口の増加、異常気象の頻発等による災害、食料価格の高騰などにより、7億3500万人もの人が食料不足に苦しんでいると言われていています。

このような世界情勢を背景に、輸入の不安定化、燃油や飼料・肥料等の生産資材価格の高騰、水産資源の減少や分布の変化等の影響により、我が国の食料自給に対する不安も表面化するとともに、不測の事態に備えた食料安全保障の確立が求められており、このような状況に危機感を募らせ、食を取り巻く様々な観点からの総合的な対策を調査し、着実に推進させることを急務と捉え、昨年5月に特別委員会の設置に至りました。

本委員会では、食料の安定供給と食料自給力の向上、地産地消の取組、地場産品の充実、食に関する教育の推進、農林水産業の後継者・担い手の確保の五つを重点調査項目に位置づけ、これまで12回にわたり委員会を開催し、県当局からの聞き取り調査、県内外の関係機関・団体等の調査、7人の有識者等を参考人として招致し意見交換を行うなど、食料自給力の向上に向けた課題等を中心に調査・議論を重ねてきました。

以下、これまで本委員会における調査結果を踏まえ、県当局に対し、委員会としての意見を申し述べます。

最初に、食料の安定供給と食料自給力の向上についてであります。

農業については、国内需要の減少、燃油や飼料・肥料等の生産資材価格の高騰等により、農業経営が厳しくなるとともに、農業従事者の減少や高齢化の進行により、県産農畜産物の供給量は減少しており、農業経営は今後さらに厳しくなることが懸念されます。

したがって、県当局におかれましては、農地の集積・集約化を進めるため、農地の大区画化を図ることや、農作業の効率化に向けた農業生産基盤の整備を推進していくこと、海外からの輸入に依存している飼料・肥料について地域の地域での生産を拡大できるよう、積極的な支援を行うこと等を要望し

ます。

水産業については、燃油や配合飼料価格の高騰、さらには気候変動や黒潮大蛇行に伴う海水温の上昇等の海洋環境の変化により、水産生物の生息場となる藻場が衰退し、磯焼け現象が発生するなど、水産資源の減少が懸念されています。

したがって、県当局におかれましては、水産業の持続的な発展に必要となるきれいで豊かな海の再生に向けて、関係機関とも連携し、栄養塩類が水産資源に与える影響の解明に向けた調査・研究を進め、改善に向けた取組を実施することや、藻場の再生に向けた効果的な取組、調査・研究を進めること、高水温に強い養殖品種や養殖技術の開発を進めていくことを要望します。

次に、地産地消の取組、地場産品の充実、食育の推進についてであります。

地元の農林水産物には、食料としての価値のほか、人の心を豊かにする様々な価値があり、地産地消の推進は農林水産物の消費拡大のみならず、地域活性化の促進、食文化の継承等にも寄与するなど、様々な効果が見込まれます。

例えば、本県ならではの食文化が楽しめるよう、ガストロノミーツーリズムの推進を図るなど、それぞれの地域でしっかりと農林水産物の生産拡大を図り、生産から消費に至る地域での循環を促進することで、食料自給率の向上につながることを期待されます。

したがって、県当局におかれましては、地産地消の推進に向けては、直売所や小売店での販売に加え、学校給食や飲食店、ホテル・旅館、企業食堂など、様々な場面で取組が進むよう働きかけを行うとともに、J Aや卸売市場、学校給食関係者などの主体と連携して取り組むことなどを要望します。

また本県では、第4次三重県食育推進計画が本県の地産地消計画を兼ねており、食育の取組と連携して地産地消の推進を図る必要があります。

とりわけ子どもに対する食育は、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育む上で重要であります。

したがって、県当局におかれましては、子どもに対する食育は、有意義な

経験となるよう、田植や稲刈りなど体験的な学習の場の提供を検討していただきますよう要望します。

併せて、学校給食における地場産物の活用は、地域を大切にする心を育み、食文化の維持・継承及び地産地消の推進となることが期待されます。

したがって、県当局におかれましては、学校給食における地場物産の使用に向けて、関係機関と連携の上、年間の使用計画の下、食料の集荷から保管、供給まできめ細かく支援を行うことを要望します。

最後に、農林水産業の後継者・担い手の確保についてであります。

農林水産業及び農山漁村は、安全で安心な食材を安定的に供給する役割を担うとともに、県土保全、水源の涵養、自然環境の保全のほか、地域社会の維持など、県民生活と地域を支える重要な役割を担ってきました。

一方で、自然環境に左右され、時期によって収入が不安定となることで、新規の就業者にとっては設備投資等の負担が大きいこと。経験や技術に加えて、体力も必要となることなど、厳しい農林水産業の実情から、後継者・担い手の確保は喫緊の課題であります。

したがって、県当局におかれましては、農業については、大規模な担い手農業者はもとより、小規模・家族農業の経営安定に加え、半農半X等の新たな人材の確保に向け、就農促進に関する施策を強力に推進することや、担い手の育成と定着を図るため、営農指導や普及指導といった取組を強化するためにも、各地域の普及体制の拡充も視野に入れながら、意欲ある農業者に対する支援を充実させること、水産業についても、多様な担い手の確保・育成と雇用の受皿となる漁業経営体の経営力の強化を図ること等を要望します。

三重県は、少子・高齢化等により、県内の生産年齢人口が減少しています。農業従事者は1万8819人（令和2年）、うち65歳以上の割合が81%、漁業従事者では6108人（平成30年）、うち65歳以上の割合が48%となるなど、従事者の減少・高齢化が進行しています。

農は国の大本なりという言葉どおり、農林水産業の振興・発展なくしては、国の発展も本県の発展もありません。農林水産業は、命の源である食をつく

り、安全で豊かな食が人の豊かさをつくっています。

食は人間の礎であり、食べることは、生きることにほかなりません。

個人の方で農林水産業を守っていくことには限界があり、行政がしっかりと農業従事者・漁業従事者を支え、食料の安定供給に努めていくことは、暮らしの保障にとどまらず、地域産業やコミュニティを守ることにもつながっていきます。

本委員会としては、この後御審議いただく本委員会提出に係る意見書が可決されれば、国に食料の安定供給及び食料自給力向上の対応強化を求める要望を行っていく所存でございます。

また、本委員会として、調査や討議を基に提言書を取りまとめました。県当局におかれましては、当該提言書を踏まえ、その取組状況について、適宜、県民及び議会にお示しいただくとともに、必要に応じて、関係する条例、計画等の見直しを検討するなど、今後の食を取り巻く社会情勢に的確に対応し、関係者が一体となって本県農林水産業のさらなる振興に向けてしっかりと取り組んでいただきますよう求め、本委員会の報告といたします。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で、特別委員長長の報告を終わります。

## 意見書案審議

○議長（中森博文） 日程第4、意見書案第1号漁業及び養殖業の危機的状況を打開するための対策を講じることを求める意見書案、意見書案第2号政治資金問題の徹底解明及び実効性ある再発防止策を求める意見書案、意見書案第3号地方公共団体に対する包括的な指示権を明記する地方自治法改正案の規定の撤回を求める意見書案、意見書案第4号令和6年能登半島地震からの復旧及び復興を最優先に取り組むことを求める意見書案、意見書案第5号防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書案及び意見書案第6号食料の安定供給及び食料自給力向上の対応強化を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を

省略するとともに、意見書案第2号から意見書案第5号までは委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中森博文） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第2号から意見書案第5号までは委員会付託を省略することに決定いたしました。

## 討 論

- 議長（中森博文） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。8番 芳野正英議員。

〔8番 芳野正英議員登壇・拍手〕

- 8番（芳野正英） 新政みえ、四日市市選挙区選出の芳野正英です。

今定例会議会において提出されました意見書案第4号に反対の立場から討論いたします。

1月1日能登半島沖を震源とするマグニチュード7.6と2分後のマグニチュード5.7の二つの地震は、石川県をはじめ、北陸地域に甚大な被害をもたらしました。

地震による関連死も含めて、お亡くなりになった方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた全ての方にお見舞いを申し上げます。

復興への道のりは遠く険しいものです。何ができるかを自問自答する日々であり、意見書の提出の根底には、被災者に寄り添いたいという思いがあることは認識しております。

ただ、当意見書案において、災害復旧を進めることと、大阪・関西万博の中止が結び結びつけられていることが、今回の意見書案に素直に賛成できない点であります。

確かに、大阪・関西万博の開催に向けて手放しに歓迎する状況ではないこともうなずけます。これ以上の会場建設費の増額はないと万博協会が回答したにもかかわらず、その直後に500億円もの建設がかさ上げされ、当初計画



の倍近くも高騰した問題や、海外パビリオンの建設遅れ、軟弱地盤や高潮被害への懸念など、その開催に課題が多いのも事実です。

さりながら、地震の復興対策と大阪・関西万博の中止を安易に結びつけることには反対したいと思います。

その理由は、予算の執行の問題であります。

今回、政府は段階的に3回に分けて予備費から総額2700億円の災害対策予算を計上しております。また、令和6年度予算にも復興に係る予算が計上されており、災害に係る経費として今後も対応していく方針であり、復興の手を休めているわけではありません。

石川県においては、来年度に復旧・復興費として7718億円余の予算を計上するなど、一步一步復興へ近づくための取組を進めています。

一方、大阪・関西万博においては、内閣官房国際博覧会推進本部事務局が、令和6年2月7日に公表した開催に係る国の経費の負担分の公表、ここにおいては会場建設費2350億円の3分の1に当たる783億円はじめ、日本政府館建設費360億円等、総計1300億円程度がかかる、大阪・関西万博準備にかかる直接の事業費とされています。

しかし、このうち既に令和5年度において1150億円が支出されるなど、実は開催準備に係る建設費等は、その9割近くが既に執行されているものであります。

もちろん、支出されているから問題なしとするわけではありません。今後も建設費が野放図に広がることのないようにチェックすべきであり、大阪・関西万博の費用対効果がどれほどのものであったかは、万博開催後にも検証が必要と思います。

しかし、能登半島地震の発災前にほとんど支出されている会場建設費等が、復興・復旧の妨げになるとは言えないというものであることはお分かりいただけると思います。

また、先ほど吉田議員が、議案第4号令和6年度三重県一般会計予算への反対討論で、大阪・関西万博への反対の理由の一つに述べておられました

クーラー設置が万博設置によって止められているという指摘をされてきました。そういう意見があるというのをお聞きしておりますが、大阪市の資料、大阪市のホームページを御覧になったことはあるでしょうか。

大阪市は、大阪市立小・中学校空調設備整備事業というのを今年度進めております。ただ、これは全小・中学校のクーラーをPFIで開始するために、今年度は実施計画をつくり、来年度契約をして、令和7年度から工事が始まります。

ただ、クーラーがすぐにつけられない理由というのは、大阪・関西万博が開催されるからということではありません。

私たち議会人は、行政の執行に時には批判的な視点が必要であります、だからこそ、行政の予算書、発行文書を丁寧に読み込んでいく、その能力を備えていかなければならないと思います。

災害への復興・復旧は、一日も早く成し遂げなければなりません。被災者の方の暮らしが完全でなくても、以前のように平安なものにしていくことは、全国民が協力して推し進めていかなければなりません。

しかし、復旧・復興の美名の下に、自らが肯定できない政策、大阪・関西万博の開催の是非に結びつけるということは、現地の被災者の方々やその支援に携わる方々を思うと、厳に慎まなければならないと思います。

三重県での発災が懸念される南海トラフ地震への備え、また、大阪・関西万博の成果を三重県に果実として確実に届けるための取組、これらは、一見知事はじめ、県執行部の方々と、時には厳しく意見を闘わせ、時には協力しながら県民生活の安定と発展のために、三重県議会として引き続き取り組んでいかなければなりません。

こうした意見書の提出ではない別の形での建設的な議論が進むことを願って、私の反対討論といたします。

議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます。（拍手）

○議長（中森博文） 7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 日本共産党の吉田紋華です。

私からは、意見書案第2号及び第4号に対して賛成の討論をいたします。

まず、意見書案第2号政治資金問題の徹底解明及び実効性ある再発防止策を求める意見書案に賛成討論をいたします。

今、国民の中では、政治不信が高まり切っています。どんどん高くなる物価や税金の中で生活が逼迫している国民は、1円単位で報告させられる確定申告をしているのに、自由民主党はパーティー券のキックバックで裏金、使途不明金をつくっています。

政治倫理審査会こそ行われていますけれども、問われるべき議員たちは、のらりくらりと知らぬ存ぜぬです。

三重県選出の国会議員、鈴木英敬衆議院議員は280万円、吉川ゆうみ参議院議員は240万円の裏金があると調査されています。県民は怒り心頭です。

このような、自由民主党の献金・腐敗政治をなくすのに、根本的には、企業団体献金の禁止、パーティー券の企業・団体の購入禁止が必要です。

企業には1票を投じる権利がありませんが、見返りに利益を求めた企業からの献金であり、それが政情をゆがめていることは、もはや明確です。

自由民主党自らで捜査するには不十分で、解明のために証人喚問も必要という世論が高まっています。これは自由民主党の組織的犯罪というほかありません。

また、聞くに新しい自由民主党青年局の破廉恥ダンサー懇親会、さらに国民はあきれ果てています。この懇親会の費用は、自民党県連の経費と言われているのですが、その資金源は自民党本部からのお金で、党本部の収入には税金である政党助成金が6割を超える額となっています。国民の血税の使い方に見境もモラルもありません。そのような行為を見過ごしている政治家の資質も問われるべきです。

続いて、意見書案第4号令和6年能登半島地震からの復旧及び復興を最優先に取り組むことを求める意見書案、そちらの賛成討論に移ります。

1月1日に能登半島が発生し、もう4か月近くなります。しかし、多くの

被災地で断水はいまだに続いていて、避難生活が続いています。

避難生活といえど、全体的に避難所の建設が非常に遅れているという現状があります。石川県全体で住宅被害約8万件に対し、仮設住宅の着工戸数はたったの4000件です。桁がおかしいと思います。

3月12日時点で、輪島市、珠洲市、能登市を中心に、3市2町で約1万5170戸が断水しています。また、被災した家屋の解体も遅れています。多くの建物は被災直後と変わらない状態です。

石川県が不要不急の移動を自粛するように呼びかけたことも影響し、ボランティアも不足しています。

先ほど芳野議員の反対討論において、私を名指しで、マンスプレイングと私には取れるような反対討論がありましたけれども、予算の話、予算の観点から討論をされておりましたが、こういった実態に関する話はほぼなかったように感じます。

予算が執行されている。だからどうしたという気持ちになりましたけれども、今、石川県で苦しんでいる人たち、そして、大阪の人たちも、人材や資材を石川県に持っていくべき、そういった意見がある中、国の政治は、政治家が全て決めるものではなく、国民の主権、そこに耳を傾けるべきではないでしょうか。

クーラー設置の話もありましたけれども、これは小学校のPTAが行政の市の担当から直接聞いた話だと私は伺っています。工事完了の話だと言われておりましたが、着工は始まっていても、クーラーの設置完了の話をしているわけですから、クーラーができなければ、小・中学校に避難する人たちも、小学校の生徒たちも、安全・安心な生活を過ごすことができません。

政府宛てに、能登半島地震の復旧・復興に向けた緊急要請といった国民の声が署名などの形で次々と寄せられています。

3月19日には、岸田首相と自見国際博覧会担当大臣宛てに、2025年大阪・関西万博の中止決定を求める要請書が5万478人分提出されました。

公務員の人手や、建築、建設労働者の人材と資材を被災地支援にもっと充

てることは、政治の采配次第で可能なはずで、被災地の復興が遅々として進まないのも、かたくなに万博を開催したい政府の考えは、国民の暮らし、命よりも経済優先だからということにほかなりません。

大阪・関西万博を推進するのは、ひとえに命をないがしろにしている。その一言に尽きます。

能登半島地震での現状は、まさに人災とも言える状況です。いつまで政治はこれを続けるのでしょうか。先進国というにはふさわしくない態度であると考えます。

大阪・関西万博よりも被災地復興を支援すべきという声は、全国各地で大きくなっています。開催予定地と被災地の両方の声を聞くなら、大阪・関西万博は三重県としては撤退、国として中止してもらいしかありません。

社会の情勢をしっかりと見て判断し、有権者の声を聞く。命と暮らしを守るために、政治が率先して判断してほしいということを述べ、以上2件、意見書案第4号、そして意見書第2号の賛成討論といたします。

皆さんの心ある御賛同をどうかよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（中森博文） 28番 藤田宜三議員。

〔28番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

○28番（藤田宜三） 鈴鹿市選挙区選出の新政みえ、藤田宜三でございます。

本定例会に上程されました意見書案第3号地方公共団体に対する包括的な指示権を明記する地方自治法改正案の規定の撤回を求める意見書案について、賛成する立場から討論をいたします。

本改正案は、緊急事態において、我が国が地方公共団体に対して広範な指示を出す権限を持つことを明記していますが、これは地方自治の本質を根底から揺るがすものであり、地方分権の精神に反するものと考えます。

緊急事態に際しては、無制限な権限を国に付与するのではなく、個別法を通じて、具体的かつ制限的な権限の付与が適切です。これにより、必要最小限の介入にとどめ、地方自治体の自主性を尊重すると同時に、緊急事態への迅速かつ適切な対応を可能にすることができます。

個別法による対応は、国と地方自治体が協力し、それぞれの役割を果たしながら、地方自治の原則を守る上で、最もバランスの取れた方法と考えます。

国と地方の対等・協力の関係を基礎とする現行の枠組みの下では、地方自治体は地域の実情に即した柔軟な対応が可能です。改正案による包括的な権限の付与は、この柔軟性を奪い、地方自治体が直面する特有の課題への対応を困難にします。

緊急事態においても、地方の自立性と自主性を尊重することは、国民の人権を守る上でも国民全体の利益にかなうものと信じます。

特に我が議会は、故岩名元議長をはじめとした超党派の先輩諸氏の努力により、全国に先駆けて議会基本条例を制定して、二元代表制の議会の権能を明確にすることで、三重県民に対して責任を持った地方自治を担う議会の確立とその改革の努力を継続してきました。

このような三重県議会の歴史を鑑みると、地方公共団体に対する包括的な指示権を明記する地方自治法改正案の規定の撤回を求める意見書に賛成をし、国に意見を述べることこそ、今の三重県議会を担う我々の責任と考えます。

以上の理由から、地方公共団体に対する包括的な指示権を明記する地方自治法改正案の規定の撤回を求める意見書案に賛成し、地方自治の本旨を尊重し、地方分権の原則を堅持するため、改正案の規定の撤回を強く求めます。

党派を超え、立場を超え、地方自治を守るという視点から、本意見書に賛同いただくことを議員諸氏に強くお願い申し上げ、賛成討論といたします。

(拍手)

○議長（中森博文） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（中森博文） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、意見書案第1号、意見書案第2号、意見書案第5号及び意見書案第

6号の4件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（中森博文） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（中森博文） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（中森博文） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（中森博文） 投票の結果を報告いたします。

賛成 21

反対 24

よって、本案は否決されました。

次に、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（中森博文） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。  
間もなく投票を終了いたします。  
これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（中森博文） 投票の結果を報告いたします。

賛成 2

反対 43

よって、本案は否決されました。

## 議 案 審 議

○議長（中森博文） 日程第5、議案第87号及び議案第88号を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案第87号及び第88号について御説明をいたします。

この議案は、人事関係議案であり、副知事及び教育委員会委員の選任について、それぞれ議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中森博文） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



## 採 決

○議長（中森博文） これより採決に入ります。

議案第87号及び議案第88号の2件を一括して押しボタン式投票により採決いたします。

本案にいずれも同意することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（中森博文） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（中森博文） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 副 知 事 発 言

○議長（中森博文） この際、廣田恵子副知事から発言を求められておりますので、これを許します。廣田恵子副知事。

〔廣田恵子副知事登壇〕

○副知事（廣田恵子） 発言の機会をお与えいただき、誠にありがとうございます。

令和2年3月の定例会におきまして、選任の御同意をいただき、着任してから4年間、副知事の任に当たらせていただきました。

至らない点多々あったと思いますが、貴重な経験をさせていただき、議員の皆様方には本当にたくさんのご意見を学ばせていただきました。大変ありがとうございました。

これまで、一方ならぬ御指導・御鞭撻を賜りましたこと、改めて心から感謝を申し上げます。

今後は、一県民として県政のさらなる発展をお祈り申し上げますとともに、皆様方のますますの御活躍と御健勝を祈念申し上げ、退任に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

## 休 会

○議長（中森博文） お諮りいたします。明23日から28日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、明23日から28日までは休会とすることに決定いたしました。

3月29日は、定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時40分散会

## 紹 介

○議長（中森博文） 議員各位に申し上げます。

先刻、副知事に選任同意いたしました野呂幸利さんから御挨拶を受けることといたします。

○副知事（野呂幸利） 先ほどは選任同意を賜り、誠にありがとうございました。

もとより、非力でございます。精いっぱいこれからも職責を果たしたいと考えておりますので、今後も、御指導、御鞭撻いただきますよう、よろしく申し上げます。

本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で終了いたします。